# ÉBRIZIEI

発行所●群馬県飲食業生活衛生同業組合 〒371-0025 前橋市紅雲町1丁目7番12号 群馬県住宅供給公社ビル 4F (公財) 群馬県生活衛生営業指導センター内

集●グラスロード社

画や予算案について審議が行われました。

「群馬県飲食業生活衛生同業組合・第52回通常総代会」が開 令和元年7月8日 (火)、みなかみホテルジュラクにて

発行日● 2019 年(令和元年) 9月 30日

TEL.027-223-9432

E-mail gunma-insyoku@aqua.ocn.ne.jp

# 催されました。平成30年度の各種報告、令和元年度の事業計



○エリア会議機能の強化・拡充を図る



全国飲食業生活衛生同業組合連合会 会長 森川 進

# 群馬県飲食業生活衛生同業組合 理事長 深堀 事

達義

衛生同業組合に対しまして、格 別なご理解とご支援をいただ 平素より、群馬県飲食業生活 心より感謝申し上げます。

■全飲連全国ぐんま高崎大会へ 向けて

の参加者にご参加いただき、ぐ 大会では、総勢72名という沢山 んま飲食のPRを盛大に行うこ ができました。 6月に行われた全飲連沖縄県 には消費税が改正され「特別減 となっております。今年の10月 さまざまな変化と動きがある年 ますようお願い申し上げます。

今年は我々の業界で、

進めていく時期となってきてお する」ための準備を、 様へ「最高のおもてなしを提供 月3日には、 とに有難うございました。 ぐんま高崎大会が開催されま いよいよ、 全国から集まる参加者の皆 第58回全飲連全国 来年2020年6 本格的に

ってきます。

こうした問題に対して様々な

さらなるお力添えをいただき す。また、個々に必要になって お気軽にご連絡ください。 しても、必要に応じて組合まで 講習会の開催を予定しておりま くる準備や費用等のご相談に関 最後になりましたが、

更なる飛躍とご繁栄、ご健勝を 拶とさせていただきます。 心から祈念いたしまして、

れまで同様、各支部の広告費に

って賄

ております。

今

発行の費用に関しましては、

(73号)を発行いたしました。

平成30年度9月、

群飲だより

れま

が導入されます。

### 第1号議案

員事業の活性化と組合加入の

○総務部会/松田和典部会長

おります。広告掲載に関しまし

記念誌の発行も予定されて

ま高崎大会」の開催に伴

青年・女性部会は、昨年3月

「崎で行われた全国理事会

(伊勢崎) 「日通とくとく券」 0 取り扱

平成31年3月末現在で34件 11件の増加となり 平成30年

います。

協力とご支援を引き続き宜

活動に力を入れていきたいと思

今後も、年間を通じて様々な

今年の沖縄大会でも頑張っ 沢山の方に集まっていただ

ただきました。

ついては平成29年度が222 平成29年度が129件、 た。全飲連新総合賠償保険に 30年度が113件でございまし 全飲連交通傷害普通保険は、 平成30年度は205件と

となっております。皆様のご協 67、723円、ミツウロコでん きが169件で485、245円 次に、各種照会手数料です ネクシィーズが4件で

軽にご相談ください。

も有意義なことですので、お気

日々の営業改善を図るのはとて

こうした制度を利用して トとしても代表的なもので れらの制度は、組合員のメ

②振興事業実施報告/桑原勝広

草津町飲食店組合

山口 武則(あおやま)

振興事業総括(高崎)

○組織拡充部会/高島修部会長

火器の設置も義務付けられ、令

和2年に施行される「受動喫煙」

の準備や対策なども必要とな

防法も改正され、

調理場には消

せください。 ける企業があれば、

現在、 19件の企業に賛助会員

○広報事業部会長/針谷滋副理 事長 (桐生)

> が行 事業 平成30年度に実施された振興 われました。平成3年度組 数は2、084名となりま (全16項目)について説明

## 第2号議案

等が増加する結果へと繋がりま 業からの各種照会手数料の収入 となり、各種事業の成功と、企 の収支決算に関する説明が行わ 決算書に基づき、平成30年度 平成30年度収支決算 承認につ した。本年度は大幅な黒字 /中島市郎副理事長 (沼田) ただきました。 ムイオン」の講習会を行ってい また、日本トリム様より「トリ

①事業報告 平成30年度事業報告承認につ

に実施された事業や各種会議に ○事業部会/阿部正孝部会長 ついて報告がありました。 平成31年4月から平成31年度

○青年・女性部会長/深澤龍一

お願い申し上げます。

皆様のご協力を引き続

い店舗は平成29年度の88件に対 して平成30年度は73件となりま 標準営業約款の登録店です

険は、29年度が69件、 となりました。集団扱自動車保 度は81件で、

いう結果となりました。

充実のためにも、 としてご加入いただいておりま 組合維持、活動のさらなる ご紹介いただ ぜひお知ら

令和元年度収支予算(案)決定

○特相部会/及川隆彦部会長

お願い申し上げます。

号まで全ての議案が全会一致で 通常総代会では、第1号~5

●新支部組合長 承認されました。 藪塚本町飲食店組合 佐野 孝治(桐華園)

#### 講 習首

率制度」についての説明があり 関東信越国税局より「軽減税

が配布されました。 ポイント、対象品目につい 取引の流れや軽減税率対応へ 分かりやすい解説と、資料

待できる電解水素水を、サンプ ルや図で解説し、組合員への特 典などのお知らせもありました。 「胃腸症状の改善」の効果が期

#### ■第3号議案

また、来年度は「全飲連全国

も内容の拡充に努めてまい

定について/桑原勝宏振興事業 令和元年度事業計画(案)決

を推進するとともに、昨年度制 動推進月間」を中心に活動して 定された「生活衛生同業組合活 振興計画を軸とした組合事業

す。また、組合員に対して多く 員増員を主な目的としていま 明がありました。 の糧や利益に直結することを目 的とした事業を展開できると説 この内容は組織の強化、組合

## ■第4号議案

について/中島市郎副理事長

## ■第5号議案

その他/深堀達義理事長

は22件、生活衛生改善貸付は20

合計で42件となりました。

平成30年度中の振興事業貸付



# 2019年6月25日 (火)、沖

ぐんま飲食より72名の組合員が参加第57回全飲連全国沖縄県大会

日はホテルロイヤルオリオンに 海水族館」で観光を楽しみ、当 到着後は昼食を取り、 ら那覇空港へと向かいました。 崎駅を経由し一路、羽田空港か ルおおたからバスで出発し、高 ビールでお馴染みの「オリオン ッピーパーク」や「沖縄美ら 6月25日 (火) バスター オリオン と糸満市にある「ひめゆり平和 翌27日(木)はホテルを出発

那覇空港から羽田へ

あなたの

大丈夫?

お店は

翌26日(水)はホテルを出発 と飛び、バスで太田を経由して 祈念資料館」さらには「玉泉洞」 高崎駅へと戻りました。

琉球国王の居城として王国 深めるとともに、ぐんま高崎大 会への士気も高められたと思い 沖縄県大会への旅は、

大会まで「最高のおもてなし」 会です。さらなる結束を高め、 と準備を進めていきましょう! 次回はいよいよぐんま高崎大

果たした「首里城 守礼の門」を の政治・外交など中心的役割を

昼食を取った後、

縄コンベンションセンターにおき ンベンションセンターで行わ

まして、第57回全飲連全国沖縄

県大会が盛大に開催されました。

を感じさせる華やかな式典とな

プログラム後半では、次回大

大会は、沖縄の伝統と風

員が参加し、大会の成功に尽力し ぐんま飲食からは72名もの組合

兼ねた2泊3日の行程について報 ました。大会参加と組合の親睦を

音頭の下、次回大会への意気込み 組合員が登檀し、深堀理事長の 会開催県である、ぐんま飲食の

と群馬の魅力をPRしました。

「泡盛まさひろギャラリー」

告させていただきます。

力とご支援をお願い申し上 改めまして皆様のご協

#### いよいよ 全飲連全国ぐんま高崎大会





なチャンスでもあります。 さんにアピール出来る貴重 魅力が集まっている県です。 組合員全員で一致団 「おもてなしの気持ち」を 我々のふるさと群馬 豊かな自然や豊富な食 群馬の魅力を全国の皆 全国区の温泉、 沢山

会」が開催され、全国から多く

和37年から続いている歴史ある 連合会が主催の全国大会は、昭

全国飲食業生活衛生同業組合

いよいよ、来年・2020年

健康増進法の改正に伴い、2020年4月から飲食店の喫煙ルールが変わります。 あなたのお店が以下のいずれかに該当する場合、適切な対応をとる必要があります。 なお、いずれにも該当しない場合は、一定の条件を満たすことで、

最高の大会となりますよ

**大切にし、この一年を通し** 

現状の喫煙環境を継続することもできます。\*\*1

※東京都等、各自治体個別の条例もございますのでご確認ください



**(2**) 客席面積 100㎡ 超

3 2020年 4月1日以降に 新たに開業予定

**%1**, **%3** 

①~③のいすれかに該当する場合であっても、次の万法により喫煙エリアを設けることが認められています。

喫煙専用室の設置OK!

加熱式たばこ専用 喫煙室の設置OK!

加熱式たばこ専用 喫煙フロアの設置OK!

喫煙を主目的とする バー・スナック等はOK!



※喫煙専用室は飲食不可







※加熱式たばこ専用喫煙室は飲食可 ※加熱式たばこ専用喫煙フロアは飲食可

※1 店舗の全てまたは一部において、喫煙可能なエリアを設ける場合、喫煙を目的としない場合であっても、喫煙可能なエリアに20歳未満の者(従業員を含む)を立ち入らせて はいけません。また法令により指定された標識の掲示が義務付けられています ※2 資本金5000万円以下であっても、一の大規模会社が発行済株式の総数の2分の1以上を有する場合などが含まれます※3 経過措置として、脱煙機能付き喫煙ブースを設置することが認められる場合があります

【分煙コンサルタントのお問合せ先】

日本たばこ産業(株) 上信越支社リレーション推進部 **L** 027-331-9090

受付時間:平日9:00~17:00 休業日:土日祝日、創立記念日(6月最初の平日)、12月30日~1月4日





